

社会福祉法人福祉を共に考える会  
役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福祉を共に考える会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬に関し、この法人の評議員会が必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用と明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する研修費、出張のための交通費及び旅費（宿泊費を含む）並びに手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員である理事及び監事に対しては、職務執行の対価として、各年度の報酬総額が200,000万円を越えない範囲で、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

2 評議員に対しては、定款第8条に定める額を支給するものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬等の額は、別表1に定めるものとする。

2 評議員に対する報酬等の額は、別表2に定めるものとする。

(報酬等の支払方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席、及び法人・事業所運営のための業務等に当たった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。

3 報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が職務の執行に当たって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会が決議する。

附則 この規程は、2017年（平成29年）6月20日より施行する。

別表1 役員に対する報酬等の額

① 理事

業務内容	報酬額（日額）	
	4時間未満	4時間以上
理事会等会議への出席及びその他、法人・事業所運営のための業務	4,160円	6,680円

② 監事

業務内容	報酬額（日額）	
	4時間未満	4時間以上
監事監査及び理事会等会議への出席及びその他、法人・事業所運営のための業務	4,160円	6,680円

別表2 評議員に対する報酬等の額

業務内容	報酬額（日額）	
	4時間未満	4時間以上
評議員会への出席及びその他、法人・事業所運営のための業務	4,160円	6,680円